

# 令和4年度 地域公共交通バリアフリー化調査事業一覧

## (1)移動等円滑化促進方針策定事業

都県	市区町村	協議会名
茨城県	つくば市	つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会
埼玉県	本庄市	本庄市移動等円滑化促進方針策定協議会
東京都	世田谷区	世田谷区移動等円滑化促進方針策定協議会
東京都	杉並区	杉並区バリアフリー推進連絡会
東京都	江戸川区	江戸川区移動等円滑化促進方針策定協議会

## (2)移動等円滑化基本構想策定事業

都県	市区町村	協議会名
神奈川県	川崎市	川崎市バリアフリーまちづくり連絡調整会議
神奈川県	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会
東京都	杉並区	杉並区バリアフリー推進連絡会
東京都	大田区	大田区移動等円滑化推進協議会

## 令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和5年2月28日

協議会名: つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会

評価対象事業名: 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
<p><b>①現況・関連施策の整理</b>            内容:つくば市のバリアフリーに関する現況を把握するため、人口、高齢化率、障害者手帳所持者数、公共施設の立地状況、公共交通、道路等のデータを収集し、整理する。            また、移動等円滑化促進方針の策定に向け、つくば市の上位計画及び関連する各種計画との関係性を整理する。            結果:本市のバリアフリーに関する現況を把握するための各種指標を整理するとともに、立地適正化計画や地域公共交通計画といった各種計画との関係性を整理した。</p> <p><b>②住民意向等に関する調査</b>            内容:次の3つの手法で市民意見を抽出する。            (1) 関連事業者、高齢者団体、障害者団体等へのヒアリング調査、(2) 市民アンケートの実施、(3) 調査結果の取りまとめ及び分析            結果:多様な10団体へのヒアリング調査を実施することで、広くバリアフリーに関する困りごと等を把握するとともに、3,100通の市民アンケートを送付することによって本市の抱える市民目線での課題を大局的に捉え、さらに、これらの分析結果を協議会に諮ることで策定過程における透明性を担保した。</p> <p><b>③まち歩き点検の実施</b>            内容:移動等円滑化促進地区の候補地において、市民参加によるまち歩きを4回程度実施し、問題箇所及び課題の抽出を行う。            結果:本市の実情に応じたモデル性のある地区において4回程度実施し、問題箇所及び課題の抽出を行う予定としている。(実施は本評価後の令和5年2月頃。)</p> <p><b>④協議会の開催</b>            内容:令和4年度における協議会では、課題の整理、住民意向等調査の結果を踏まえた協議を進める。            結果:本市における課題整理や各種調査の結果を踏まえ、2度の協議会において多様な関係者間の合意形成を図った。</p>	<p>A</p> <p>当初の計画に位置づけられたとおり、関連施策の整理や各種調査を実施することで本市の現状や課題を明らかにした上で、有識者等で構成する協議会を開催することで多様な関係者間の合意形成を図った。なお、まち歩き点検については、本市の実情に応じたモデル性のある地区を選定した上で、本評価後(令和5年2月頃)に実施する予定である。</p>	<p>引き続き協議会での合意形成を図りながら、令和4年度に実施した基礎調査の結果をもとに基本方針を定めた上で、移動等円滑化促進地区を設定する等し、冬頃のパブリックコメントを経て令和6年3月頃の策定を予定している。</p>

<p>地方運輸局等における          二次評価結果          (関東運輸局)</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。          今回、住民意向等に関する調査や、まち歩き点検の実施等で得られた成果や課題等を生かし、今後、充実した移動等円滑化促進方針が策定されることを期待。          また、移動等円滑化促進方針作成後においても、PDCAサイクルに沿った見直しを継続して実施していただき、併せて区内の各都市計画等と連動した、より良いバリアフリー施策の検討を引き続き進めていただきたい。</p>
--	---

# 令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和5年2月28日

協議会名: 本庄市移動等円滑化促進方針策定協議会

評価対象事業名: 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
<p>本庄市移動等円滑化促進方針を策定するにあたり、次の内容について事業を行いました。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①計画準備等                      内容:計画に係る必要資料の収集や整理、現状の課題・ニーズ把握等(現地ワークショップ、ヒアリング調査など)                      結果:現地ワークショップとして協議会委員、委員からの推薦者(高齢者、障害者等)、市職員、業務受注者で駅周辺や市役所を確認したうえで意見交換を行い、移動等の現状の課題やニーズを把握しました。また、高齢者、障害者等の団体へヒアリング調査を行い、移動全般における現状の課題やニーズを把握しました。</p> <p>②移動等円滑化促進地区の調整                      内容:令和3年度に設定をした移動等円滑化促進地区について、協議会の意見を踏まえて調整を行います。                      結果:協議会にて案を提示し、意見を踏まえて調整を行いました。</p> <p>③移動等円滑化促進方針(案)の調整、修正                      内容:令和3年度に作成をした「移動等円滑化促進方針(素案)」を、現地ワークショップ、ヒアリング調査、協議会の意見などを踏まえて調整し、「移動等円滑化促進方針(案)」を作成します。                      結果:①、②の内容等を基に「移動等円滑化促進方針(案)」としてまとめました。</p> <p>④協議会開催                      内容:協議会開催の準備及び運営を実施します。                      結果:協議会を4回、庁内関係部署で組織する検討会を4回開催しました。</p>	<p>A</p>	<p>令和4年度は本庄市移動等円滑化促進方針(案)を作成し、令和5年度に、パブリックコメントにて市民に広く公表し、意見・情報などを求めたのち、令和5年度中に計画策定予定です。</p>

<p>地方運輸局等における二次評価結果(関東運輸局)</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。                      移動等円滑化促進方針を策定後、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するため、住民の方々への積極的な情報発信を行っていただきたい。                      また、移動等円滑化促進方針作成後においても、PDCAサイクルに沿った見直しを継続して実施していただき、併せて区内の各都市計画等と連動した、より良いバリアフリー施策の検討を引き続き進めていただきたい。さらに具体的な事業の調整が可能になった時点で、基本構想の作成についての検討を進めて頂きたい。</p>
--------------------------------	---

## 令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和5年2月28日

協議会名: 世田谷区移動等円滑化促進方針策定協議会

評価対象事業名: 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
<p>移動等円滑化促進方針の検討 令和3年度から引き続き庁内検討会及び協議会を開催し方針について検討を行っている。</p> <p>協議会等の開催 令和5年6月23日、8月29日協議会を実施しパブリックコメントに向けて方針の素案を取りまとめた。</p> <p>令和5年2月2日、3月29日に協議会を実施しパブリックコメントの意見共有及び素案の修正を行い案として取りまとめを行う。</p> <p>促進地区の調査 促進地区の選定に伴うまち歩きや、生活関連施設の位置づけられた施設の管理者への方針の情報提供を行った。</p> <p>移動等円滑化促進方針の作成に伴う各種調査結果分析 パブリックコメントを実施し、寄せられた意見の集計及び区の考えを示す。意見及び区の考え方を協議会と共有しながら素案の修正を行う。</p> <p>案のとりまとめ 3月29日の協議会で案としてとりまとめを行う。 令和5年度に議会報告を行い方針策定予定。</p>	<p>A</p> <p>継続的に庁内検討会及び協議会を実施することができた。パブリックコメントについては150件を超える意見をいただき促進方針策定に関して関心が高いことが伺えた。</p>	<p>令和5年3月29日の協議会の中で案として決定予定。 令和5年6-7月にかけて方針の策定予定。</p>

<p>地方運輸局等における 二次評価結果 (関東運輸局)</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。 移動等円滑化促進方針を策定後、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するため、住民の方々への積極的な情報発信を行っていただきたい。 また、移動等円滑化促進方針作成後においても、PDCAサイクルに沿った見直しを継続して実施していただき、併せて区内の各都市計画等と連動した、より良いバリアフリー施策の検討を引き続き進めていただきたい。</p>
--	---

## 令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和5年2月28日

協議会名: 杉並区バリアフリー推進連絡会

評価対象事業名: 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
<p>①.区全域におけるバリアフリー推進の考え方の検討 内容:現行基本構想策定時からの関係法令や上位関連計画、関連事業、社会情勢の動向等を踏まえ、区全域におけるバリアフリー推進の考え方を整理する。 結果:上記内容を確実に実施した。</p> <p>②.杉並区移動等円滑化促進方針(案)の作成 内容:これまでの検討結果や杉並区バリアフリー推進連絡会での意見等を踏まえ、杉並区移動等円滑化促進方針(案)を作成する。 結果:上記内容を確実に実施した。</p> <p>③.杉並区バリアフリー推進連絡会の運営 内容:学識経験者や関係事業者(鉄道・バス運行事業者、交通管理者、国・東京都等)、関係団体(障害者団体、町会・商店会連合会、建築会等)等から構成される杉並区バリアフリー推進連絡会において、左記実施項目に掲げた杉並区移動等円滑化促進方針の作成について意見交換を通じ、促進方針策定について検討する。 結果:上記内容を確実に実施した。</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された</p> <p style="text-align: center;">A</p>	<p>令和5年3月に杉並区移動等円滑化促進方針を含めた杉並区バリアフリー基本構想を策定予定</p>

<p>地方運輸局等における 二次評価結果 (関東運輸局)</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。 移動等円滑化促進方針を策定後、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するため、住民の方々への積極的な情報発信を行っていただきたい。 また、移動等円滑化促進方針作成後においても、PDCAサイクルに沿った見直しを継続して実施していただき、併せて区内の各都市計画等と連動した、より良いバリアフリー施策の検討を引き続き進めていただきたい。</p>
--	---

## 令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和5年2月28日

協議会名: 江戸川区移動等円滑化促進方針策定協議会

評価対象事業名: 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
<p>①基本的な考え方の整理  <b>内容:</b>昨年度に実施した基礎調査ならびにバリアフリーに関するアンケート調査結果の分析と併せて、上位計画および関連計画の整理、移動等円滑化促進候補地区での旅客施設・主要施設の現場確認、各障害者団体へのヒアリング等を実施。  <b>結果:</b>「区のバリアフリーに関する基本方針」、「心のバリアフリーなどのソフト対策」、「移動等円滑化促進地区の設定」等、ユニバーサルデザインマスタープラン策定に関する基本的な考え方を整理した。</p> <p>②バリアフリーまち点検の実施  <b>内容:</b>昨年度に実施した基礎調査を踏まえ、移動等円滑化促進候補地区(2地区)について、バリアフリーのまち点検を実施。  <b>結果:</b>まち点検結果や過去のまち点検結果をもとに、移動等円滑化促進地区の設定ならびに生活関連施設や生活関連経路の設定を行った。</p> <p>③ユニバーサルデザインマスタープラン(案)の作成  <b>内容:</b>上記①、②の結果を踏まえ、計画(案)を作成。  <b>結果:</b>計画(案)を完成させ、現在、区民からの意見を募集中である。  (パブリックコメント期間:1/15~1/28)</p>	A	令和5年3月に「江戸川区ユニバーサルデザインマスタープラン」を策定予定

地方運輸局等における 二次評価結果 (関東運輸局)	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。 移動等円滑化促進方針を策定後、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するため、住民の方々への積極的な情報発信を行っていただきたい。 また、移動等円滑化促進方針作成後においても、PDCAサイクルに沿った見直しを継続して実施していただき、併せて区内の各都市計画等と連動した、より良いバリアフリー施策の検討を引き続き進めていただきたい。さらに具体的な事業の調整が可能になった時点で、基本構想の作成についての検討を進めて頂きたい。
---------------------------------	--

## 令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和5年2月28日

協議会名: 川崎市バリアフリーまちづくり連絡調整会議

評価対象事業名: 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化基本構想策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
<p>(1) 協議会等の運営 協議会3回、地域住民等へのヒアリング3回、まち歩き点検、ワークショップ及び事業者ヒアリングを各1回開催</p> <p>(2) 現行基本構想の特定事業等の調査、分析、評価及び課題整理 ・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における「バリアフリー化目標」と新川崎・鹿島田駅周辺地区の特定事業及びその他の事業(以下「特定事業等」という。)を比較し、改定に必要な検討項目や特定事業等の調整の必要性を検討整理 ・「まち歩き点検ワークショップ」による状況調査を実施。調査結果の分析から課題を整理し協議会での協議を踏まえて中間のとりまとめを実施 ・中間とりまとめから生じた課題等を踏まえて追加「ワークショップ」を実施 ・全体の調査・分析の結果、地域住民や事業者ヒアリングを踏まえて、現行基本構想全体の特定事業等の実施状況や課題等を整理し評価を実施</p> <p>(3) 基本構想改定の基本的な考え方の検討 ・現行基本構想の評価を踏まえて、バリアフリー法に基づく基本構想改定のための基本的な考え方や、生活関連施設、生活関連経路、重点整備地区の区域及び特定事業等について見直しや追加設定等を検討 ・重点整備地区の区域拡大、教育啓発特定事業及び都市公園特定事業の新規設定、現行特定事業等の見直しを実施 ・今後の評価を踏まえて「量」「質」の具体的な評価指標を設定</p> <p>(4) 基本構想改定素案及び改定案の作成 現行基本構想を基本とした基本構想改定素案を作成し協議会で協議。協議会の意見を踏まえて基本構想改定案のとりまとめを実施</p> <p>(5) 基本構想の評価等に関するマニュアルの作成 改定経過を踏まえて、本市における他のバリアフリー基本構想を評価する際にも活用できる、「評価等に関するマニュアル」を作成</p>	<p>A 計画通り事業を適切に実施できた。</p>	<p>・協議会の意見を踏まえて基本構想改定案をとりまとめ(令和5年3月末) ・「評価等に関するマニュアル」を作成(令和5年3月末)</p> <p>※今後の予定 ・協議会への改定案の報告(令和5年5月頃) ・計画策定(令和5年6月頃)</p>

<p>地方運輸局等における 二次評価結果 (関東運輸局)</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。 移動等円滑化基本構想を改定後、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するため、住民の方々への積極的な情報発信を行っていただきたい。 引き続きPDCAサイクルに沿った基本構想の見直しを継続して実施していただき、併せて区内の各都市計画等と連動した、より良いバリアフリー施策の検討を引き続き進めていただきたい。</p>
--	--

# 令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和5年2月28日

協議会名: 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会

評価対象事業名: 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化基本構想策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
<p><b>【事業概要】</b>                      (1)計画準備、(2)基礎調査、現行基本計画の進捗状況整理                      (3)現行基本構想の評価及び改定方針の検討、市民等への周知と意向把握                      (4)基本構想の検討、基本構想(案)の策定、(5)打ち合わせ協議等</p> <p><b>【結果概要】</b>                      (1)計画準備                      現行基本構想(平成27年9月策定)を基に基本構想(案)を令和5年3月までに策定した。                      (2)基礎調査、現行基本計画の進捗状況整理                      現行基本構想策定時と現時点での基礎資料の比較、令和3年度末時点における特定事業計画の進捗状況等を整理した。                      (3)現行基本構想の評価及び改定方針の検討、市民等への周知と意向把握                      令和3年度末の進捗結果を基に評価をし、課題抽出及びこれらの対応策の検討を行った。また、利用者(市民)及び特定事業者の双方に対しヒアリングやまち歩き点検を実施し、HP等を活用し利用者(市民)からの意見聴取を加えることで利用者(市民)のニーズを幅広く把握することに努めた。                      (4)基本構想の検討、基本構想(案)の策定                      課題を踏まえ新たなバリアフリー配慮事項、生活関連施設の見直し等をし基本構想(素案)を協議会に示し、意見等を踏まえ基本構想(案)を策定した。                      (5)打ち合わせ協議等                      協議会・協議会部会・・・6回(8月(2回)、10月(2回)、1月、3月)                      ヒアリング・・・3回(8月、9月(2回))                      まち歩き点検・・・1回(9月)                      市民からの意見聴取・・・1か月(9月～10月)</p>	<p>A</p> <p>事業実施にあたっては、以下の内容を踏まえ適切に実施され、計画どおり実施した。                      特定事業計画(令和3年度末時点)の完了率(33%)が目標値(45%)を満たせず、進捗率の向上が課題と判断する中で、特定事業者とのヒアリング等を実施した。                      一方で利用者(市民)の視点では現行基本構想では対象としなかった外国籍やLGBTQの当事者や支援者を交えた意見交換の実施による新たなニーズの把握、改正バリアフリー法による教育啓発特定事業の位置付けを踏まえ、新たなバリアフリー配慮事項を作成した。                      また、特定事業計画の遅れの要因の一つとして市の施策の遅れがあり、職員のバリアフリーに関する意識・理解を深める方法として市独自の施策として市全域で取り組む事業を新たに位置づけた。</p>	<p>(1)パブリックコメントの実施                      令和5年3月までに策定した基本構想(案)を基に令和5年4月以降にパブリックコメントを実施する。                      (2)パブリックコメントを踏まえた案の修正                      (3)バリアフリー配慮事項の深度化                      基本構想(案)に示すバリアフリー配慮事項は、特定事業毎の大きな括りでのとりまとめとなるため、バリアフリー化の発生予防の観点から障がい者等の利用者目線での特性に応じた計画・設計段階における詳細な配慮事項が必要と考えている。協議会部会を交えながら検討し、新たに施設を計画・設計する者に対し周知が可能な資料を基本構想(案)と並行して作成する。                      (4)特定事業計画の進捗管理                      特定事業計画の進捗管理は、年度末の定例的な報告に留まり形骸化となりやすく、バリアフリー化がより身近なことであることを事業者が認知し、行動変容へつなげる必要がある。PDCAサイクルが効果的に循環する運営体制を検討し、基本構想(案)へ反映する。                      (5)協議会・協議会部会の開催                      パブリックコメント後の基本構想(案)を協議会に諮る。                      (6)基本構想の公表                      令和5年夏公表                      (7)特定事業計画の進捗管理                      年度末の進捗管理による協議会開催のほか、年度中間に特定事業者との意見交換等を実施する。</p>

<p>地方運輸局等における                      二次評価結果                      (関東運輸局)</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。                      移動等円滑化基本構想を改定後、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するため、住民の方々への積極的な情報発信を行っていただきたい。                      引き続きPDCAサイクルに沿った基本構想の見直しを継続して実施していただき、併せて区内の各都市計画等と連動した、より良いバリアフリー施策の検討を引き続き進めていただきたい。</p>
--	--

## 令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和5年2月28日

協議会名: 杉並区バリアフリー推進連絡会

評価対象事業名: 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化基本構想策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
<p>①重点整備地区の設定 内容:現行基本構想の進捗状況、課題の整理等を踏まえ、新たな重点整備地区の選定条件の整理、選定を行う。 結果:上記内容を確実に実施した。</p> <p>②重点整備地区基本構想の検討 内容:まち歩きの実施、バリアフリー化の課題整理、生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の範囲の設定、特定事業の整理を行う。 結果:上記内容を確実に実施した。</p> <p>③杉並区バリアフリー基本構想(案)の作成 内容:これまでの検討結果や杉並区バリアフリー推進連絡会での意見等を踏まえ、杉並区バリアフリー基本構想(案)を作成する。 結果:上記内容を確実に実施した。</p>	<p>A</p> <p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された</p>	<p>令和5年3月に杉並区バリアフリー基本構想を策定予定</p>

<p>地方運輸局等における 二次評価結果 (関東運輸局)</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。 移動等円滑化基本構想を改定後、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するため、住民の方々への積極的な情報発信を行っていただきたい。 引き続きPDCAサイクルに沿った基本構想の見直しを継続して実施していただき、併せて区内の各都市計画等と連動した、より良いバリアフリー施策の検討を引き続き進めていただきたい。</p>
--	--

# 令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和5年2月28日

協議会名: 大田区移動等円滑化推進協議会

評価対象事業名: 地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化基本構想策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
<p>①特定事業等の検討 内容:事業者アンケートやまち歩き点検(区民部会)にて課題を抽出し、事業者との調整により、実施可否の検討等を行い、特定事業を設定する。 結果:バリアフリーに関する課題に対し、区民部会でのバリアフリー整備の検討や事業者による対応策の検討を経て、対応が可能なものを「特定事業・その他の事業(285件)」に設定した。また、実施時期が未定な事業や10年以内に実施が難しい事業等は「今後実施すべき事項(305件)」とし、継続的に各事業者に改善の取組を促し、実現に繋げていくこととした。</p> <p>②バリアフリー基本構想の改定 内容:バリアフリー法で定めるマスタープラン及び法改正の内容をもとに、重点整備地区の拡大、生活関連施設・経路の追加及び新たな特定事業の設定を行う。 結果:重点整備地区である蒲田駅、大森駅、さぽーとぴあ周辺地区を中心に約500m～1km程度の徒歩圏内を対象として、3地区合計で約152haから約307haの約2倍に区域を拡大した。 また、バリアフリー法の改正を踏まえ、公立小・中学校等の教育施設を新たに対象施設として位置づけるとともに、「教育啓発特定事業」を設定し、心のバリアフリーを推進する取組を加えた。 さらに、ハード、ソフト両輪によるバリアフリー化を推進するために、ハード整備の実施に加え、合理的配慮として「利用者ニーズに応える取組」を並行して行うことを示し、計画のさらなる推進を図った。</p> <p>③特定事業計画の作成 内容:特定事業の計画的な実施に向けて、具体的な取組内容を示した特定事業計画を作成する。 結果:基本構想の特定事業・その他の事業に基づき、各事業者と協議・調整を図り、具体的な整備内容や実施スケジュール等を定めた特定事業計画を作成した。</p> <p>④協議会等の開催 内容:会議体である移動等円滑化推進協議会にて、計画改定に関する報告や意見交換を行い、改定内容の検討を行う。 結果:令和4年度は、協議会3回、区民部会2回、事業者部会2回、庁内検討委員会3回を開催した。また、基本構想の改定にあたり、区民意見を広く集約するために令和4年11～12月にパブリックコメントを実施した。</p>	<p>A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。</p>	<p>令和5年3月末に大田区バリアフリー基本構想おた街なか“すいすい”プランを改定予定である。</p> <p>また、令和元年度に策定した移動等円滑化促進方針は、計画期間を概ね10年(令和2～11年度)としており、令和7年度からの計画期間後半に向けて、令和5、6年度の2か年で計画の見直しを行う予定である。見直しにあたっては、バリアフリー基本構想の改定内容と整合を図るとともに、令和2年5月のバリアフリー法改正を踏まえ、心のバリアフリーの取組やバリアフリー情報の収集・提供など、ソフト面の取組について充実を図る。また、まちづくりの動きと連携し、バリアフリー化を効率的に進めるため、移動等円滑化促進地区の追加指定を行う予定である。</p>

<p>地方運輸局等における二次評価結果(関東運輸局)</p>	<p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており、評価できる。 移動等円滑化基本構想を改定後、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するため、住民の方々への積極的な情報発信を行っていただきたい。 引き続きPDCAサイクルに沿った基本構想の見直しを継続して実施していただき、併せて区内の各都市計画等と連動した、より良いバリアフリー施策の検討を引き続き進めていただきたい。</p>
--------------------------------	--